

カンボジア税関こぼれ話（その2）

Y. O.

次に、通関手続きについて、今回は少しだけお話ししたいと思います。カンボジアの輸出入通関は、基本的には日本と同じ流れになります。NACCSに当たるシステムは国連のUNCTADが開発したASYCUDA（アシクダ）が使用されています。輸入者自身又は通関業者がASYCUDAを使って税関に申告をします。分類はHSを使用しており、関税評価も評価条約を使用しているところも日本と同じです。2013年1月から事前教示制度が導入され、関税分類、原産地、課税価格については、輸入申告の前に税関に教示を申請すれば、30営業日以内（課税価格は90営業日以内）に回答を得ることが可能となっています。こうして書くとなんだ、日本と同じかと安心されるかと思いますが、なかなかそう簡単にはいきません。

日本と違う点もいくつかありますのでそれを説明します。まず輸入者が「業」として輸入を行うためには、税関への登録が必要です。そのために商業省への事業者登録や国税総局へのVAT納税者の登録なども必要です。これらを取得した後、税関の本局でASYCUDAの番号とリスク管理番号をもらう必要があります。NACCSのように自動的に番号が付されるというシステムではありません。このため、最初の輸入申告のためには準備が必要です。次に、ASYCUDAを使った申告ですが、今のところ書類申告と併用をすることが義務付けられています。したがって、たとえ自社の事務所でASYCUDAに入力をして申告情報を送信しても、必ず税関に出向いて窓口に申告書（ASYCUDAのプリントアウト）とインボイスやパッキングリストなどを提出する必要があります。ここがまだ簡素化できていない点です。さらに、実は申告1件当たり税関に支払う手数料（通関手続費用）がありこれは1万5,000リエル（約3－4米ドル）となっています。この手数料には、書類審査・貨物検査の費用、ASYCUDA等電算システムの使用料も含まれます。以上の流れとは別に、カンボジアではコンテナのスキャン検査がほぼ全部のコンテナに対して行われます。簡易審査、書類審査、貨物検査扱いにかかわらずすべてコンテナスキャン検査を受けるのが基本です。コンテナスキャン検査については税関手数料が別途必要で、20フィートコンテナについては4万リエル（約10米ドル）、40フィートコンテナについては6万4,000リエル（約16米ドル）（以上、2019年1月21日付通達第568号）となっています。おそらく「手数料が高い、国の手続なのに税関は手数料を取るのか」と思われたかと思いますが、実はこれは数年前より徐々に安くなってきていて約半分くらいになっています。

さらに、日本にない手続きですが、シアヌークビル港での輸入の場合、輸入者（通関業者）は、申告する前にプノンペンにある関税消費税総局

(税関本庁)に行き、申告価格(インボイス価格)の認証をしてもらう必要があります(認証は1~2日以内に終了)。なお、プノンペン港への申告に関しては税関本庁へのインボイスの認証申請は必要なくなっていますが、原産地証明の認証は引き続き必要となっています。

より詳細な税関の通関手続きについてはきりがありませんのでこのくらいにさせていただきます。なお、英語版になりますが2015年10月に税関ハンドブックが作成されており、内容はウェブサイトでもご覧いただけます(ちなみにこれはJICA専門家がカンボジア税関と協力して作成したものになります。)

最後に通関業者について、少しお話しさせていただきます。カンボジアでは業としての通関の場合、ほとんどが通関業者を通して申告されます。通関業者は関税消費税総局が許可し、また、通関士も同様です。実はこの通関業の制度は日本から取り入れて法制化されたものです。現在、日系の通関業者も数社許可を受けており、その専門性や信頼度から高く評価されています。日系の通関業者の第1号はT社で、こちらは日本の通関士の方1名がカンボジア人のアシスタントとともにコツコツとカンボジアの通関制度を学ばれ、現場で税関との信頼関係を築き、通関業の許可を受けられました。当時はハンドブックもウェブサイトもなく大変な努力をされたと思います。第2号はU社で、あとに何社かが続きました。日系の企業と例えば、カンボジア日本人商工会(JBAC)とカンボジア税関との対話が2017年から始まり、連絡事項や要望事項等が話合われる仕組みができました。

(続く)